

平成28年度「規制緩和要望」について

〔平成28年11月1日〕
一般社団法人 第二地方銀行協会

当協会は、平成28年度「規制緩和要望」として、地域活性化や金融業務等に関する規制緩和要望を別添のとおり取りまとめ、内閣府（規制改革ホットライン）に提出いたしました。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

金融情報室：佐 藤

TEL:03-3262-2342

一般社団法人 第二地方銀行協会 平成28年度「規制緩和要望」

○ 継続要望

1. 銀行所有の余剰不動産に係る賃貸業務の緩和

- 空き家対策や中心街の空洞化対策等の地方創生を促進するため、銀行所有の余剰不動産に係る賃貸業務について、固有業務との親近性等の要件を柔軟化し、現行より幅広く認める。

2. 銀行のリース子会社による不動産向けオペレーティングリース業務の解禁

- 銀行のワンストップサービスを活用し、地方創生の更なる促進に寄与するため、公共施設の整備・運営等、PFI に代わる安価で簡便かつ柔軟な事業手法となりうる不動産向けオペレーティングリースについて、銀行のリース子会社においても、その取扱いを認める。

3. 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化

- それぞれの開示債権に係る算定や検証等に要する事務負担の軽減等の観点から、2種類の基準による不良債権開示を一元化する。

4. 提携教育ローンの割賦販売法の規制対象からの除外

- 顧客利便性の向上の観点から、国公立大学法人等との提携教育ローンを割賦販売法の規制対象から除外する。

5. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の撤廃

- 顧客利便性の向上の観点から、銀行の保険窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制、担当者分離規制、非公開情報保護措置等）を撤廃する。

6. 銀行の生命保険販売に係る構成員契約規制からの除外

- 顧客利便性の向上の観点から、生命保険募集人である企業の役職員、および当該企業と密接な関係（人事・資本）を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外する。

○新規要望

1. 私的整理における日本政策金融公庫の「資本性ローン」の劣後化への取扱い見直し

- 企業の事業再生促進の観点から、私的整理における日本政策金融公庫の「資本性ローン」の取扱いについて、民間金融機関の DDS と同様に劣後化となるよう見直す。

2. 外貨預金の「契約締結前交付書面」等の交付に係る例外規定の見直し

- 銀行の事務効率化や顧客の混乱回避の観点から、ATM での外貨預金契約については、「契約締結前交付書面」等の交付を不要とするよう、契約時に交付しない場合の例外規定（契約前 1 年以内の同書面交付）を見直す。

以 上